

松戸市和名ヶ谷クリーンセンター余剰電力の売却及び公共施設（２施設）  
で使用する電力の供給仕様書（その１）

松戸市和名ヶ谷クリーンセンターで発生する余剰電力の売却仕様書  
（単価契約・長期継続契約）

1 概要

- (1) 件名 松戸市和名ヶ谷クリーンセンターで発生する余剰電力の売却  
（単価契約・長期継続契約）
- (2) 場所 松戸市和名ヶ谷１３４９番地の２  
松戸市和名ヶ谷クリーンセンター
- (3) 業種及び用途 一般廃棄物焼却施設
- (4) 補足情報 新エネルギー等発電設備認定（旧電気事業者による新エネルギー  
等の利用に関する特別措置法（旧ＲＰＳ法）の認定設備）

2 仕様

(1) 適用

和名ヶ谷クリーンセンターの余剰電力を公共施設（２施設）にて使用する自己  
託送を行うため、買取した電力を別紙「市役所本庁舎で使用する電力の供給仕様  
書」及び、「東部クリーンセンターで使用する電力の供給仕様書」に基づき、供給  
する電源として含めること。

(2) 電気方式等

ア 電気方式	交流３相３線式 １回線
イ 電圧（標準電圧）	６，０００ボルト
ウ 計量電圧（標準電圧）	６，０００ボルト
エ 標準周波数	５０ヘルツ
オ 常用自家発電設備	３，２００キロワット
カ 非常用自家発電設備	１０００キロワット

(3) 予定売却電力量（１年間分）

１０，９９３，０００キロワット時

(4) 契約期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

(5) 売却期間

令和６年４月１日０時から令和８年３月３１日２４時まで

(6) 電力量等の検針

ア 自動検針装置の有無	有
イ 電力会社の検針方法	通信機能による自動検針
ウ 計量器の構成	電力受給用複合計器（通信機能付）
エ 計量日時	毎月１日の午前０時

(7) 接続地点

松戸市の設置した第1号柱上の一般送配電事業者の架空引込線と松戸市の開閉器電源側接続点。

- (8) 電気工作物の財産分界点 接続地点と同じ
- (9) 保安上の責任分界点 接続地点と同じ

### 3 契約方法及び納付方法

#### (1) 契約方法

電力量料金単価（夏季平日昼間電力量、その他季平日昼間電力量、その他電力量のそれぞれの単価）による単価契約（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

#### (2) 納付方法

契約相手方は電力量料金を松戸市に毎月納付するものとする。

### 4 特記事項

- (1) 予定売却電力量、売却電力量及びバイオマス比率の実績は、別紙1-1参照。
- (2) 売却電力には非化石価値を含む。
- (3) 仕様書に定めのないその他の条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準じるものとし、松戸市及び契約相手方の協議により協議書等を定めるものとする。
- (4) 売却電力における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ 電力量料金単価の単位は、1銭とする。
  - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、少数点以下を切り捨てる。

### 5 その他

#### (1) 一般送配電事業者との契約

余剰電力の売却のために別途、契約相手方と当該地域を管轄する一般送配電事業者との託送供給契約等が必要となる場合は、契約相手方の負担で遅滞なく締結し、必要な部分の写しを松戸市に提出するものとする。

また、本自己託送を行うために、本市と当該地域を管轄する一般送配電事業者等との契約等について、本市が行う総ての事務手続きにおいて最大限の協力を行うこと。

なお、自己託送を行うための一般送配電事業者等との契約手続等に時間を要すことにより、売却開始時まで自己託送を開始できない場合、協議のうえ自己託送開始時期を延期できるものとする。ただし、自己託送開始までの間、余剰電力を全量買取ること。

#### (2) 予定売却電力量の変動

予定売却電力量は、発電設備の運転状態や運転計画の変更もしくは故障等により変動する可能性がある。

(3) 関連法規に基づく報告等

松戸市と契約相手方は、関連法規に基づく報告等に必要な情報の連絡について相互に協力するものとする。

(4) 発電計画と実績の差分電力量（インバランス）について

契約相手方は、本施設に関する発電計画と実績の差分電力量について、一般送配電事業者との間で生じる調整、手続き及び費用を負担するものとする。

(5) 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するものとする。

松戸市和名ヶ谷クリーンセンター余剰電力の売却及び  
公共施設（２施設）で使用する電力の供給仕様書（その２）

松戸市役所本庁舎で使用する電力の供給仕様書  
（単価契約・長期継続契約）

1 概要

- (1)件名 松戸市役所本庁舎で使用する電力の供給  
（単価契約・長期継続契約）
- (2)対象施設 松戸市役所本庁舎
- (3)需要場所 松戸市根本387番地の5
- (4)業種及び用途 行政施設

2 仕様

(1)電力供給条件

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ
- オ 電気方式 1回線受電方式
- カ 蓄熱設備 有  
蓄熱水量 水：368m<sup>3</sup> 氷：2m<sup>3</sup>
- キ 非常用自家発電設備 有

(2)契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 1,350kW
- イ 年間予定使用電力量 2,613,000kWh  
（うち、自己託送分 2,503,000kWh  
負荷追随分 110,000kWh）

負荷追随分とは、和名ヶ谷クリーンセンターから当該施設へ自己託送する電力量が施設の需要する電力量に満たない場合の不足電力量をいう。

(3)契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4)供給期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(5)電力量等の検針

- ア 自動検針装置の有無 有
- イ 電力会社の検針方法 通信機能による自動検針
- ウ 計量器の構成 電力受給用複合計器（通信機能付）
- エ 計量日 毎月1日の午前0時

(6)需給地点

松戸市の設置した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と松戸市の開閉器電源側接続点。

- (7) 電気工作物の財産分界点 需給地点と同じ。
- (8) 保安上の責任分界点 需給地点と同じ。

### 3 積算方法、入札方法、契約方法及び支払方法

#### (1) 積算方法

別紙 2-1 の月別予定使用電力量等をもとに、基本料金（単価）、電力量料金（夏季、その他季の自己託送分料金単価及び負荷追従分料金単価）を定め、別紙 2-2 の積算内訳書により総価を積算する。

#### (2) 入札方法

入札は総価とする。

#### (3) 契約方法

基本料金（単価）及び電力量料金（夏季、その他季の自己託送分料金単価及び負荷追従分料金単価）による単価契約とする。

#### (4) 支払方法

毎月払い（年 1 2 回払い）とする。支払金額は契約書に基づき算出した金額とする。

### 4 特記事項

- (1) 事業者は和名ヶ谷クリーンセンターからの余剰電力を全量購入し、松戸市役所本庁舎に電力供給すること。ただし、和名ヶ谷クリーンセンターから生じる電力量が当該施設の需要する電力量に満たない場合の付加追従分は再生可能エネルギー 100% の電力にて供給すること。なお、小売り供給に係る調整後の二酸化炭素排出係数については、1 キロワット時あたり「0 kg-CO<sub>2</sub>」とすること。

なお、自己託送を行うための一般送配電事業者等との契約手続等に時間を要すことにより、供給開始時までに自己託送を開始できない場合、協議のうえ自己託送開始時期を延期できるものとする。ただし、自己託送開始までの間、負荷追従分として本施設へ電力供給を行うこと。

- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響をあたえるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 月別使用電力量の実績は、別紙 2-1 参照。
- (4) 最大需要電力の実績は、別紙 2-1 参照。
- (5) 力率の実績は、別紙 2-1 参照。
- (6) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料費調整額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

- (7) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

## 5 その他

- (1) この入札による開札の結果、落札となった場合は令和6年度予算が市議会で可決された後、令和6年4月1日をもって入札行為の効力が発生するものです。
- (2) 長期継続契約に伴う留意事項  
本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3第1項の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。
- (3) 仕様書に定めのない事項  
この仕様書に定めのない事項等については、甲乙協議の上決定するものとする。

松戸市和名ヶ谷クリーンセンター余剰電力の売却及び公共施設（2施設）  
で使用する電力の供給仕様書（その3）

東部クリーンセンターで使用する電力の供給仕様書(単価契約・長期継続契約)

1 概要

- (1) 件名 東部クリーンセンターで使用する電力の供給  
(単価契約・長期継続契約)
- (2) 電力需要場所 松戸市高塚新田 352 番地  
松戸市東部クリーンセンター
- (3) 業種及び用途 し尿処理施設
- (4) 対象施設
- |   |          |                             |
|---|----------|-----------------------------|
| ア | お客様番号    | 04804-04310-9-00            |
| イ | 供給地点特定番号 | 03-1011-2051-1048-0404-3109 |
| ウ | 契約種別     | 高圧季節別時間帯別電力                 |

2 仕様

- (1) 電力購入条件
- |   |            |                    |
|---|------------|--------------------|
| ア | 購入電気方式     | 交流3相3線式            |
| イ | 購入電圧（標準電圧） | 6,000ボルト           |
| ウ | 標準周波数      | 50ヘルツ              |
| エ | 電気方式       | 2回線受電方式（本線予備線受電方式） |
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
- |   |      |          |
|---|------|----------|
| ア | 契約電力 |          |
|   | 常時電力 | 330キロワット |
|   | 予備電力 | 330キロワット |
- 予備電力とは、常時供給設備等の補修または事故等により生じた不足電力の補給に充てるため、常時供給する変電所から、予備電線路により常時供給する電圧と同電位で供給するものとする。
- |   |              |                 |
|---|--------------|-----------------|
| イ | 1年間分の予定使用電力量 | 1,753,000キロワット時 |
|   | （うち、自己託送分    | 1,668,000キロワット時 |
|   | 付加追従分        | 85,000キロワット時）   |
- 負荷追従分とは、和名ヶ谷クリーンセンターから当該施設へ自己託送する電力量が施設の需要する電力量に満たない場合の不足電力量をいう。  
(予定使用電力量は別紙 3-1 のとおり)
- (3) 購入期間  
令和年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで  
ただし、契約締結日から令和6年3月31日までを準備期間とする。
- (4) 電力量等の検針
- |   |           |                  |
|---|-----------|------------------|
| ア | 自動検針装置の有無 | 有（一般送配電事業者の所有）   |
| イ | 電力会社の検針方法 | 通信機能による自動検針      |
| ウ | 計量器の構成    | 電力需給用複合計器（通信機能付） |

(5) 接続地点

松戸市の設置した第 1 号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と松戸市の開閉器電源側接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点 接続地点と同じ。

(7) 保安上の責任分界点 接続地点と同じ

3 契約方法及び支払方法

(1) 契約方法

常時電力及び予備電力のそれぞれの基本料金（単価）及び電力量料金（夏季、その他季の自己託送分料金単価及び負荷追従分料金単価）による単価契約とする。

(2) 支払方法

毎月払いとする。料金は契約書に基づき算出した金額とする。

4 特記事項

(1) 事業者は和名ヶ谷クリーンセンターからの余剰電力を全量購入し、東部クリーンセンターに電力供給すること。ただし、和名ヶ谷クリーンセンターから生じる電力量が当該施設の需要する電力量に満たない場合の負荷追従分を再生可能エネルギー 100%の電力にて供給すること。なお、小売り供給に係る調整後の二酸化炭素排出係数については、1 キロワット時あたり「0 kg-CO<sub>2</sub>」とすること。

なお、自己託送を行うための一般送配電事業者等との契約手続等に時間を要すことにより、供給開始時まで自己託送を開始できない場合、協議のうえ自己託送開始時期を延期できるものとする。ただし、自己託送開始までの間、負荷追従分として本施設へ電力供給を行うこと。

(2) 月別使用電力量の実績は、別紙 3-1 参照。

(3) 最大需要電力の実績は、別紙 3-1 参照。

(4) 力率の実績は、別紙 3-1 参照。

(5) 原則として、入札公告に掲げる供給期間内は同一単価とする。

(6) 電力購入における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、少数点以下第 1 位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、少数点以下第 1 位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、少数点以下を切り捨てる。

(7) 請求書は、電力種別、使用電力量、単価、電気料金、最大需要電力、力率、契約電力等を明示すること。また、紙媒体で発行とし、WEB 請求書は不可とする。

- (8) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。

## 5 その他

### (1) 長期継続契約に伴う留意事項

本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 第 1 項の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

### (2) 予定使用電力量の変動

予定使用電力量は、施設の運転状態や運転計画の変更もしくは故障等により変動する可能性があるものとする。

### (3) 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するものとする。